

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 (市町村コード)	岐阜市 (21201)
地域名 (地域内農業集落名)	黒野地区 (黒野第一・黒野第二・黒野第三・下鵜飼・御望・洞・交人・今川・古市場・折立・三ツ又)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者を中心とした農地の集積・集約化を進めている一方で、認定農業者ではない農家による農業経営も継続している。
地区内の農地の担い手を維持していくためには、効率的な農地利用を推進することが不可欠である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田及び畑利用について、認定農業者等への農地の集積・集約化を更に進めていく。また、認定農業者ではない農業者は認定農業者となれるよう農業に携わるとともに、入作を希望している認定農業者等があれば積極的に受け入れを促していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	92.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域を中心となる担い手に農地集積、集約を図り、また入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 認定農業者等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて認定農業者等への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業に対する取り組みに努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れし、地域での育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区の担い手、営農組織及び農業協同組合等へ農作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③農作業の負担軽減や効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ⑤柿、ブドウ等の果樹栽培を行っている。
- ⑦耕作放棄地の減少を目指し、農地の維持に努める。